

小水力発電に関する 規制改革要望

2011年12月16日

全国小水力利用推進協議会

団体設立の経過

小水力発電関係者や研究者など

2005年7月設立

個人会員114名、団体会員76団体

(2011年12月1日時点)

全国各地の地域協議会は12団体

富良野市、群馬県、富山県、山梨県、長野県、
岐阜県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、
熊本県、鹿児島県



主な活動

1. 政策推進事業
2. 普及啓発事業
3. 調査・導入促進事業
4. 組織運営事業
5. 地域団体活動支援事業

活動の経過（政策、普及）

2005年設立の後、
要望書やパブコメなどによる提言を行う。
(2006、2009、2010、2011)

導入ポテンシャル調査や固定買取制度など普及を促進する制度作りを推進。

活動の経過(普及啓発)

小水力発電サミット (2010年 山梨県都留市、
2011年 富山県黒部市)の開催

ウェブサイトにて「小水力発電ニュース」
「小水力発電データベース」
「小水力利用の基礎知識」

事例集2008,2009,2010-2011
ニュースレター季刊発行

地域主導の小水力開発

立山アルプス小水力発電事業

小水力発電への市民出資事業としては、国内では初。

2010年9月8日より募集を開始。

2011年11月14日にて募集を終了。

2012年春、運転開始予定。

市民出資募集総額 7億8千1百万円

全国各地から530名余りが出資。

地方公共団体の取組

住民参加型ミニ公募債による発電所

山梨県都留市役所の敷地内に設置した20kWの上掛け水車「げんきくん1号」総事業費は約4,300万円、うち2,700万円を「つるのおんがえし債」と名づけた市民参加型ミニ公募債で賄った。

発生電力は市役所の消費量の2割程度を賄っている。

落差： 2.0m

流量： 2.0m³/s

出力： 20kW

開放型下掛け水車（直径6m, 幅2m）

高圧連系、逆潮流あり。

2006年 4月竣工 2005年10月運転開始



小水力発電の規制緩和に関する 要望

電気事業法

- 一般用電気工作物と事業用電気工作物の区分を受電設備と同等に扱い高圧(約50kW以上)を事業用電気工作物、低圧を一般用電気工作物とする。

(添付資料ポンプと水車の場合の電気工作物の違い)

- 一般用電気工作物の使用水量規制の廃止。

(添付資料2011年1月5日提出のパブリックコメント)

- ダム水路主任技術者の外部委託。

(アクションプランにある23 年度中検討・措置の着実な実施)

小水力発電の規制緩和に関する 要望

河川法

- 従属発電に係る合理化(23年度中措置)の効果検証。
- 新規の水利使用申請手続きの簡素化・標準処理期間の短縮化などの合理化。
- 取水量管理の柔軟化による効率的な運用
- 届出制度の導入
(地域の合意や最大出力など一定の条件を満たす場合の水利使用について届出とする)

小水力発電の規制緩和に関する要望

2011年12月16日

全国小水力利用推進協議会

小規模の水力発電(以下、小水力発電という)は、昨今のエネルギー問題や環境問題への対応から、積極的な開発が望まれています。2007年まで新エネルギーから除外されていたことなどから、普及促進の優遇措置や規制緩和の面で置き去りにされてきた経緯があります。

小水力発電の普及促進をより前進させるため、規制面での不平等や不合理を是正していただきたく次の点について要望致します。

電気事業法

1. 一般用電気工作物の範囲の合理化

水量と出力による定義(最大使用水量 $1 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満かつ 20kW 未満)を合理化し、発電出力のみを対象として受電設備など同等の扱い〔高圧(約 50kW 以上)を事業用電気工作物、低圧を一般用電気工作物〕と整理して頂きたい。

2. ダム水路主任技術者の外部委託

小水力発電の事業主体の社員などに土木技術者が居ない場合、電気主任技術者と同様に外部委託できる制度を設けて頂きたい。

河川法

1. 従属発電に係る水利使用許可手続の合理化の迅速化と効果の検証

河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続の合理化について、規制改革アクションプランにある平成23年度中措置の迅速化と効果の検証を行って頂きたい。

2. 新規の水利使用許可手続の合理化

新規の水利使用申請手続の簡素化・標準処理期間の短縮化などの合理化を行って頂きたい。

3. 取水量管理の柔軟化

許可取水量の管理については、現実的な計測方法を踏まえて柔軟に対応して頂きたい。

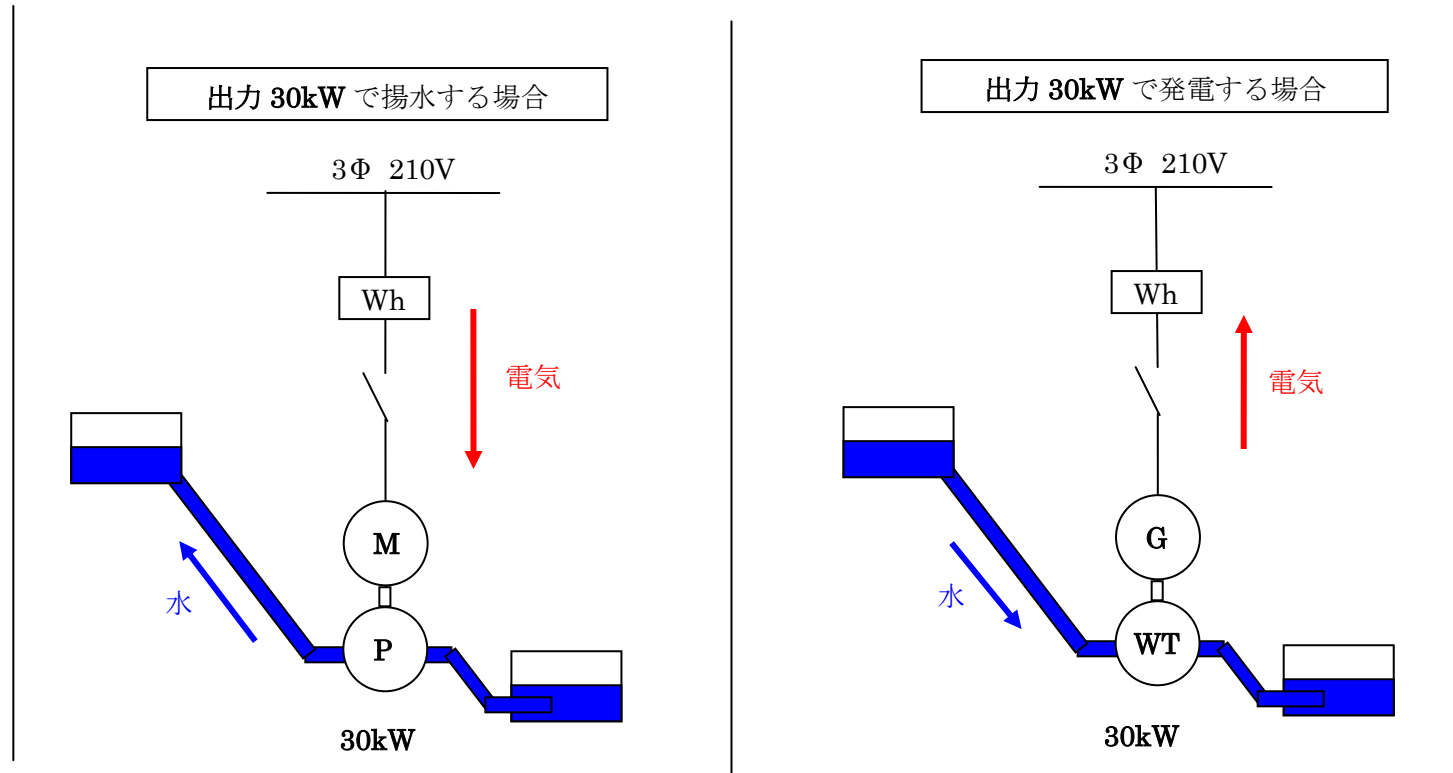
4. 届出制度の導入

地域合意や最大出力などの一定の条件を前提に、水利使用の申請について届出制度を導入して頂きたい。

以上

【添付資料】

ポンプと水車の場合の電気工作物の違い（例）



水路(配管等)	ほとんど同じ	
水車・発電機種類	例)ポンプ逆転水車+誘導機の場合、機種はほとんど同じ	
主回路・電気用品	ほとんど同じ (違いは系統連系の保護継電器のみ)	
工作物種別	一般用電気工作物	事業用電気工作物
工事計画届け	不要	要
主任技術者・保安規程	不要	要
備考	高圧受電(約 50kW 以上)は事業用電気工作物	流量 1 m ³ /s 以上または 20kW 以上は事業用電気工作物

2011年1月5日

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課パブリックコメント担当宛

「小型発電設備の規制の見直し及び登録安全管理審査機関の審査
範囲拡大に伴う電気事業法施行規則の改正等」に対する意見

[氏名]	全国小水力利用推進協議会 事務局長 中島大
[意見]	水力発電に関する事業用電気工作物に係る規制の一部適用除外の条件について
<p>・ 該当箇所</p> <p>「改正概要」</p> <p>I. 3. (1). ①. A. イ. 「発電出力が200kW未満」</p> <p>I. 3. (1). ①. A. ウ. 「最大使用水量1 m³/s 未満」</p> <p>I. 3. (2) 「及び最大使用水量毎秒一立方メートル未満」</p> <p>・ 意見内容</p> <p>工事計画書の届出の範囲を太陽光・風力並みの 500kW 以上とするべきである。また、水量による規制を改め、発電出力のみとするべきである。</p> <p>・ 理由</p> <p>工事計画の届け出範囲について、小規模水力発電とその他新エネルギー間の不平等の是正するためには、太陽光風力と同じく 500kW 未満は届け出を不要とするべきである。</p> <p>最大使用水量について、規制の適用が設備の規模によって区分される場合、その規模を示す区分値は、規制者のみならず、被規制者及びその関係者にとってもわかりやすく明確なものであることが重要であり、現行の電気事業法の規制においては、発電設備の規模は発電出力で示されていることから、規制の見直しについても発電出力で規定するべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	